

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日が
休むとき
は、翌日
の翌日
とする)

目 次

◇告 示 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等(管理課)

告 示

鳥取県告示第三百七十五号

平成十二年度において県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。))第二条第一項に規定する建設工事(以下同じ。)の指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、入札参加資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたとの告示する。

平成十一年五月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる客観的事項と主観的事項を総合勘案して行つた審査の

結果に基づき、別表の上欄に掲げる発注工事種別に応じて必要な等級に区分し、発注する建設工事の請負金額に対応させて定めた資格とする。

1 客観的事項

法第二十七条の二十三第一項に規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の項目に同じ

2 主観的事項

- (一) 県発注工事の施工状況
- (二) 優良建設工事表彰の有無
- (三) 研修の状況
- (四) 処分等の状況

二 申請手続

1 提出書類

建設工事入札参加資格審査申請書(様式第一号)及び次に掲げる書類

(一) 県内に主たる営業所を有する建設業者

(1) 営業の沿革(様式第二号)

(2) 工事施工金額調書(様式第三号)

(3) 工事経歴書(様式第四号)

(4) 職員調書(様式第五号)

(5) 研修の状況(様式第六号)

(6) 営業用機械器具調書(様式第七号)

(7) 法人にあつては平成十年十月一日から平成十一年九月三十日までの間に法定納期限の到来した事業税、自動車税、消費税及び地方消費税の納税証明書、個人にあつては平成十年度に法定納期限の到来した事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

税の納税証明書

(8) 建設業許可通知書の写し

(二) 県外に主たる営業所を有する建設業者

(1) 申請の日の直前に受けた経営事項審査(審査基準日が平成十年十月一日から

平成十一年九月三十日までの間のものに限る。以下「直前審査」という。の結果通知書の写し

(2) 直前審査の審査基準日に係る建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十号)第十九条の三に規定する工事経歴書の写し又は工事経歴書(様式第四号)

(3) 法人にあつては、商業登記簿の謄本

(4) 建設業許可証明書

(5) 入札の参加等の権限の委任状(年間委任の場合に限る。)

2 提出期間

(一) 県内に主たる営業所を有する建設業者

平成十一年五月二十八日から平成十二年一月三十一日まで(経営事項審査の申請と同時に提出すること。)

(二) 県外に主たる営業所を有する建設業者

平成十二年二月十五日から同月二十九日まで

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、提出期間以外の期間に提出することができる。

3 提出方法

(一) 県内に主たる営業所を有する建設業者

持参すること。

(二) 県外に主たる営業所を有する建設業者

持参又は郵送すること。

4 提出先

鳥取県土木部管理課建設業係(〒六八〇一八五七〇 鳥取市東町一丁目三二〇電話〇八五七一二六一七三四七)

三 入札参加資格を与えない者

1 法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けていない者

2 直前審査を受けていない者

3 申請の日までに営業(合併、営業譲渡等)に係る従前の営業を含む。開始後一年

を経過していない者

4 入札参加を希望する別表上欄に掲げる発注工事種別に係る建設工事について、直前審査に係る審査基準日前一年間又は当該審査基準日から申請の日までに工事施工金額のない者

5 二の1の(一)の(7)に掲げる納税証明書に未納税額がある者

6 経営事項審査又は入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者

四 更生会社の入札参加資格

平成十一年十月一日以後に会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)による更生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

五 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

六 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年度の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

別表

発注工事種別	建設工事の種類	一般土木工事 とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼)	ほ装工事(ほ)	鋼橋工事 鋼構造物工事(鋼)	プレストレスト・ コンクリート工事 土木一式工事(土)	港湾工事 土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)	機械設備工事 機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)	塗装工事 塗装工事(塗)	造園工事 造園工事(園)	さく井工事 さく井工事(井)
--------	---------	--	---------	-------------------	-----------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	-----------------	-----------------	-------------------

一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)	管工事 管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)	建具工事 建具工事(具) ガラス工事(ガ)	内外装工事 左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)	屋根工事 屋根工事(屋) 板金工事(板)	電気工事 電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)	通信設備工事 電気通信工事(通)	交通安全施設工事 とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗)	法面処理工事 とび・土工・コンクリート工事(と) 防水工事(防)
--------	---	--	--------------------------	---	-------------------------	--	---------------------	---------------------------------------	--

様式第1号

建設工事入札参加資格審査申請書

受付 番号	
----------	--

鳥取県知事

様

平成 年 月 日

今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載は、事実と相違ないことを誓約します。

建設業 許可番号	建設大臣 知事	般 特	一 第	号	許 可	平 成	年	月	日	許 可 を 受 け て い る 建 設 工 事 の 種 類
申請者 (本社)	(フリガナ) 所在地	〒		電話番号 ファクシミリ	—	—	—	—		(一般)
	(フリガナ) 商号又は名称									(特定)
	(フリガナ) 代表者名		役職名	氏名					実印	
受任者 (県外に 本店を有 する者が 権限を委 任する営 業所)	(フリガナ) 所在地	〒		電話番号 ファクシミリ	—	—	—	—		(一般)
	(フリガナ) 営業所名									(特定)
	(フリガナ) 受任者名		役職名	氏名						

〔指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表〕

発注工事種別	建設工事の種 類・経審申請	工事施 工実績	希望欄		発注工事種別	建設工事の種 類・経審申請	工事施 工実績	希望欄	
			新	規				更	新
一般土木工事	土 と 鋼				機械設備工事	機 鋼			
ほ装工事	ほ				塗装工事	塗			
一般建築工事	建 大 と 鋼 筋				さく井工事	井			
管 工 事	管 絶 水 消 清				建 具 工 事	具 ガ			
電 気 工 事	電 通 消				内外装工事	左 石 タ 防 内			
造 園 工 事	園				屋 根 工 事	屋 板			
鋼 橋 工 事	鋼				通 信 設 備 工 事	通			
プレストレスト コンクリート工事	土				交通安全施設工事	と 装			
港 湾 工 事	土 しゅ				法面処理工事	と 防			

記載要領

- 1 「建設業許可番号」欄の「般特」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「建設工事の種類・経審申請」の欄については、希望する発注工事種別ごとに建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を申請している建設工事の種類を別表の略称を参照して○で囲むこと。
- 3 「工事施工実績」の欄については、審査基準日前1年間又は審査基準日から申請の日までに発注工事種別に係る工事施工実績がある場合に○印を記載すること。
- 4 「希望欄」については、「建設工事の種類・経審申請」及び「工事施工実績」の両方に○印の記載がある場合に○印を記載することができる。

様式第2号

営 業 の 沿 革

創 業	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
最初に許可又は登録を受けた年月日	年 月 日

記載要領

「創業後の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業再開、賞罰（行政処分等を含む。）等を記載すること。

工 事 施 工 金 額 調 書

営 業 年 度	注 の 文 区 分	許 可 に 係 る 建 設 工 事 の 施 工 金 額						合 計
		工 事 千 円	工 事 千 円	工 事 千 円	工 事 千 円	工 事 千 円	工 事 千 円	
第 年 月 月 日から 日まで	官 公 庁							
	民 間							
	計							
第 年 月 月 日から 日まで	官 公 庁							
	民 間							
	計							
第 年 月 月 日から 日まで	官 公 庁							
	民 間							
	計							
第 年 月 月 日から 日まで	官 公 庁							
	民 間							
	計							

記載要領

- この表には、審査基準日前1年間における営業年度ごとの完成工事の請負代金の額を記載すること。ただし、その額がない場合は、審査基準日から申請の日までの完成工事の請負代金の額を記載すること。
- 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区別して記載すること。

様式第5号

技術職員(工事) 職員調書

番号	月給の別	氏名	年齢	現住所	採用年月日	法令による免許等		実務経 験年数 年	建設業法第 7条第2号	従事内容	雇用保険 の有無	健康保険 の有無	健康保険 の有無	備考
						年	月							
1									イ・ロ・ハ					
2									イ・ロ・ハ					
計														

記載要領

- この表は、発注工事種別ごとに別業とすること。
- この表には、審査基準日に在職する建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術職員(法人にあっては常勤役員、個人にあっては代表者であるものを含む)を記載するものとする。
なお、常勤役員又は代表者が技術者を兼務している場合には、備考欄に「役員」又は「本人」と記載すること。
- 「月給・日給の別」の欄の()内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。
- 「法令による免許等」欄には、建設工事に関し法律若しくは命令による免許、技術若しくは技能の認定を受けた資格又は建設業法第7条第2号イに規定する学校名、学科等を記載すること。なお、監理技術者資格者証の交付番号を、備考欄に記載すること。
- 「実務経験年数」は、当該工事種類に関し有する実務経験の年数とする。
- 「従事内容」の欄には、主として従事している業務の内容を記載すること。

技術職員以外の職員

番号	役職名	常勤・非常勤等の別	氏名	年齢	現住所	就任又は採用年月日	従事内容	雇用保険の有無	健康保険の有無	備考
1		()								
2		()								
計										

記載要領

- この表には、審査基準日に在職する技術職員以外の職員のほか、法人にあってはすべての役員(非常勤役員を含む)、個人にあっては代表者も記載するものとする。
なお、役員又は代表者が技術職員を兼務している場合は、備考欄に「技術職員兼務」と記載すること。
- 「常勤・非常勤等の別」の欄には、役員については常勤・非常勤の別を、職員については月給・日給の別を記載するものとし、日給職員については年間実労働日数を()内に記載すること。
- 技術関係職員には、備考欄に㊦と記載すること。
- 建設業経理事務士の資格を有する職員については、備考欄にその資格を記載すること。(例：〇〇建設業経理事務士)

様式第6号

研 修 の 状 況

鳥取県建設技術センター研修状況			県主催の研修への参加状況		
研 修 項 目	日 時	参加人数	研 修 項 目	日 時	参 加 状 況
		人	建設業経営者講習会		役職氏名
			建設業同和問題研修会		役職氏名
			その他の研修		研修状況の内容
			企業内同和問題研修		参加人数 実施方法 1 単独・合同 (具体的に 2 講演会・座談会・討論会・ビデオ 3 その他具体的に 講師 (内部・外部) 氏名 () 4 公正採用選考人権啓発推進委員設置の有無 (有・無) () () 氏名 ()
		合 計			
		人			

記載要領
 1 審査基準日の直前1年間に終了した研修について記載すること。
 2 「研修の内容」の欄には、研修の実施状況について具体的に記載すること。

記載要領

- 1 この表には、審査基準日に所有する取得価額30万円以上の機械器具について別表の順に番号を付記して記載すること。
- 2 付表に掲げられた機械器具以外の機械器具を所有しているときは、付表に掲げられたものと同種とみなされるもののみを「番号」の欄に「その他」と付記し、記載すること。
- 3 「年間稼働時間数」の欄には、直前1年における稼働時間数の合計を記載すること。
- 4 機械を記載するときは、用途が判断できるようにすること(例 種子、モルタル吹付機等)

付表

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	ブルドーザー (トラクターを含む。)	13	アースオーガー	28	コンクリートプラント
2	モータースクレーパー	14	地下連続壁施工用機械	29	コンクリートミキサー
3	被けん引スクレーパー	15	グラウト機械 (グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。)	30	トラクタミキサー
4	シヨベル系掘削機 (パワーシヨベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル等を含む。)	16	ボーリングマシン (さく井機等を含む。)	31	コンクリートポンプ (コンクリートプレーサーを含む。)
5	連続式掘削機 (バケットホイールエキスカベーター、トンチナー等を含む。)	17	さく岩機 (ブリーカーを含む。)	32	コンクリート振動機
6	トラクターシヨベル	18	ドリルジャンボ	33	アスファルトプラント
7	ダンゾトラック類 (ダンゾトラック、ダンゾカー、ダンパー等を含む。)	19	クローラドリル及びゴンドリル	34	アスファルトフイニッシャー
8	自走式クレーン (トラクタクレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン等を含む。)	20	シールド掘進機	35	アスファルトリデストリビューター
9	固定式クレーン (タワークレーン、テリツククレーン、ジブクレーン、門形クレーン、クーズルクレーン等を含む。)	21	トンネル掘進機	36	コンクリートフイニッシャー
10	工用エレベーター及びリフト	22	モーターグレーダー	37	コンクリートスプレッター
11	くい打機及びくい抜機 (ディーゼルパイルハンマー、振動パイルドライバー、気動ハンマー等を含む。)	23	ロードローラー	38	しゅんせつ船
12	大口径掘削機 (アースドリル、リバーササーキュレーシヨンドリル等を含む。)	24	タイヤローラー	39	起重機船 (くい打ち船を含む。)
		25	振動ローラー	40	土運船
		26	小形振動締固め機 (振動コンパクター、ランマー、タンパー等を含む。)	41	引 船
		27	砕石機	42	空気圧縮機